

東浪見保育所の整備に関連したよく頂く質問

Q：3. 1 1の東北地方の津波被害を受けて、なぜ現在の場所よりも海側に移設するのか。

A：事務局ではもちろん高台移設を最優先として移設先用地を検討しましたが、東浪見地区の山側は道路の幅がどこも狭く、送迎の利便性等を考えると保育所用地として最適な土地がありませんでした。これを受けて2階建てであり、屋上の海拔は13.6mある東浪見小学校に隣接し、災害時の保護者の送り迎えも小学校と連携を取れる当該地への移設を決定しました。ちなみに、県のシミュレーションによると、100年に1度の津波（10m級）による浸水区域にこの土地は含まれておりません。

Q：万が一、津波警報等が発令された場合はどうするのか？

A：指定されている一時避難所である一宮CCもしくは遍照寺への避難が基本ですが、時間に猶予が無い場合にはまず小学校の屋上へ避難します。

Q：なぜ町立で運営されていた保育所を民営化するのか。

A：まず、町が策定した「一宮町保育所整備基本計画」の基本方針は主に3つです。保育環境の早急な改善、保育所の定員超過の早期解消及び認定こども園化です。これらを達成するために、町は公立としての整備ではなく、2保育所の民営化という道を選びました。民営化を選んだ理由は、民間事業者の建て替え事業に関しては国からの補助があり、町の財政的負担が小さくなるからです。建築事業費だけで東浪見で約2億5千万円、一宮は規模を考えると5億円くらいはかかるものと予想されます。町にはこれらを早急に支出できる財力がありません。今回の東浪見保育所の移管のケースに関しては、建築事業費では2億5千万円の整備費が最新の見込みで町の負担は7千7百万円となり、公立で整備するよりも1億7千3百万円支出を抑えられます。維持管理・運営費も民営化することによって年間約2千万円の経費削減効果が見込まれます。このように、町の財政的負担は公立で整備するよりも少なくなり、同時に先に挙げました3つの基本方針は最短のスケジュールで実現できます。

Q：民営化によって保育サービスの低下につながらないか。

A：町では3段階のチェック機能を備え、保育の質の維持・向上に努めます。

①社会福祉法人に対する県の法人・施設監査

社会福祉法により県の監査が義務付けられており、法人監査では組織運営や財務について4年に1度、施設監査では原則年1回適切な利用者処遇の確保や現場運営の適正実施の確保などを県が監査します。

②移管先法人と結ぶ移管・運営に関する協定

町では保育サービスの維持・向上のため民営化ガイドラインや移管先事業者募集要項に基づき、以下のような内容を含めた協定を結びます。

- ・第三者評価を受けること
- ・ガイドライン8.「こども園運営の諸条件」を遵守すること。
- ・ガイドライン9に挙げる「共同保育」を実施すること。

③三者協議会の設置

保護者、移管先法人、町で組織する三者協議会を設置し、原則である公立の保育の引継ぎから、法人が変更したい点や開園後保護者が感じる問題点等を協議できる場を設けます。

Q：急に先生が大きく入れ替わってしまうことで、こども達に負担がかからないか？

A：資料1の2ページ、「移管に関する協定書」第6条の9、第8条をご確認ください。

希望がある場合、東浪見保育所で勤務している非常勤の保育士を積極的に移管先法人が職員雇用するよう協定に記載しています。

加えて、開園後原則1年間は、元々東浪見保育所に勤務していた所長代理と保育士が「共同保育」としてこども園で勤務します。こども達にとって、馴染みのある先生たちが複数人残る環境を整え、負担を最小限に抑えます。